

事業者の皆様へ

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きについて定めました



新潟市消防局イラストキャラクター
「消太くん」

震災時等の仮貯蔵・仮取扱い等の手続きがより迅速に行えるようになりました

仮貯蔵・仮取扱いとは？

指定数量（例：軽油・灯油1,000リットル）以上の危険物を、消防法により許可された場所（危険物施設）以外で貯蔵・取扱いすることは禁止されていますが、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱いが可能となります。

【消防法第10条第1項（危険物の貯蔵・取扱いの制限等）】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行うことはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

東日本大震災では・・・

給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等から、通常時の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプなどを用いた車両への給油・注油等危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設ではない場所での一時的な危険物の貯蔵など、平常とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。



被災地で実際に行われていた事例は…

- ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱い
- 危険物を収納する設備からの抜き取り
- 移動タンク貯蔵所等による給油・注油
- 救援物資等の集積場所での危険物の貯蔵
など

【ドラム缶による燃料の一時的な貯蔵例】

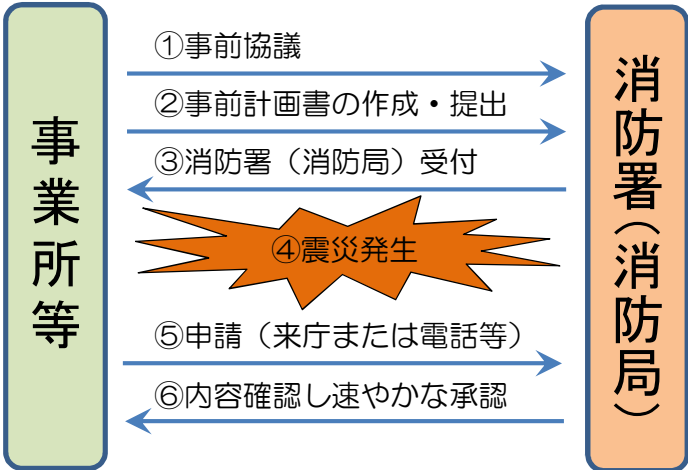


震災時等において必要となる危険物の貯蔵・取扱いについて、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的として、
**「震災時等における危険物の
仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について」**
定めました。

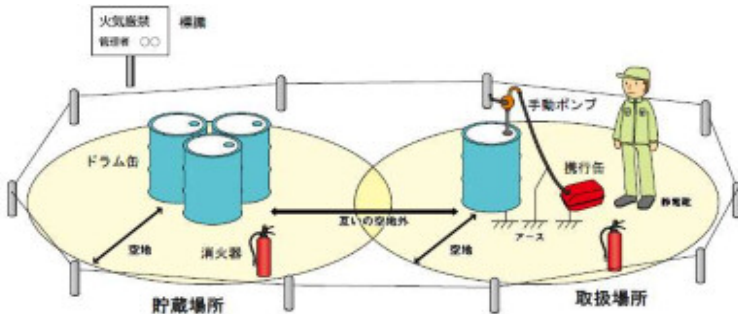
震災時等の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等において危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことが想定される事業所等は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について、事前に管轄消防署（石油コンビナート特定事業所においては消防局危険物保安課）と協議したうえで事前計画書を作成し提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等によることができます。

事前及び震災発生時の手続きは、右のフローのとおりです。



震災時の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策の例



ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いの安全対策の例



移動タンク貯蔵所等による給油、注油等の安全対策の例

危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に設備等が故障した場合の代替機器の使用、又は停電時における非常用電源及び手動機器などの使用等、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、事前に変更許可申請又は危険物製造所等工事届出書（規則第5号様式）の届出による資料の提出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関する項目を許可内容に内包するとともに、予防規程（該当する場合）の変更認可を受けた場合は、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要とせず、それらの機器を使用することができます。



非常用発電機

緊急用手動ポンプ



【問い合わせ先】

新潟市消防局 危険物保安課 危険物係 025-288-3240

北消防署 025-387-0119

江南消防署 025-381-2327

西消防署 025-262-2119

東消防署 025-275-9111

秋葉消防署 0250-22-0175

西蒲消防署 0256-72-3309

中央消防署 025-288-3119

南消防署 025-372-0119

※ 消防署の担当は市民安全課予防調査係